

現場説明書

工事名：山鹿衛生処理センター解体工事

工事場所：山鹿市山鹿2055

工事期間：契約締結日の翌日～令和10年2月28日

【質疑応答】

- a 図面及び仕様書に質疑のある場合は、その事項をメール（yamakou@hinokuni-net.jp）で令和8年6月11日（木）までに必ず提出してください。それ以降の質疑は受け付けません。なお、電話及び直接の質疑には応じかねます。
- b 質疑の回答は、令和8年7月3日（金）まで本組合ホームページに掲載しますので、必ず確認してください。

【現地確認】

- a 現地の見学を希望される場合は、事前に連絡をお願いします。ただし、平日の9時30分～16時00分の間で2時間以内（1社1回限り）とします。現地確認時の質問対応は行いません。
現地見学期間は、別表のとおりとします。

【現場説明事項】

- a 解体工事に伴う周辺住民による苦情やトラブルが発生しますと、工事の進捗に支障をきたす恐れがありますので、最大限の注意を払って工事を行ってください。また、搬入搬出路については、仕様書に記載のとおりです。なお、搬入搬出時間については、8時30分～17時00分までと指定します。
- b 工事車両の通行には、最大限の注意を払ってください。工事を土日祝日に行う場合は、事前に監督員の承諾を得てください。
- c 工事期間中は、火災やその他事故の防止に留意するとともに、仮囲い及び立入禁止板などを設けて、部外者の立入を防いでください。また、監督員の承諾を得て工事標示板及び周辺住民あての標示板を作成し、指示された場所に掲示してください。
- d 既設地下埋設物の破損事故防止に留意するとともに、着工前にその位置を監督員立会いの上、確認し必要に応じて表示板を設置してください。
- e 本工事に当たって建設労務者の勤務条件改善のため、「建設業退職金共済組合」に加入することとし、その掛け金を算出するための請負額には、消費税を含むこととします。なお、工事の一部について他の業者と下請け契約の締結をする際は、当該下請け業者に対して同組合への加入を推奨し、その徹底を図ってください。また、労働災害の補償については、法定の労働災害補償保険のみでは、不十分な状況から建設労災補償共済制度に加入し「加入証明書」の写しを提出してください。

《この労災制度は、いわゆる上積み補償制度であって労働基準監督署の労災保険ではありませんので、年間契約の場合建設共済団の加入証明書、工事ごとの加入の場合、金融機関が

発行する証明書、民間保険会社の災害保険加入証書の写し（※この場合工事に携わる者すべてが補償の対象となるものであること。）などをそれぞれ提出してください。》

- f 工事の一部について、他の業者と下請契約の締結をする際は、すべて下請報告書を提出してください。
- g 施工計画書の提出を義務付けますので、工事着工前に提出してください。
- h 別紙工事提出書類に記載してある書類は、随時提出してください。
- i 基礎解体後、敷き均し前に必ず監督員の検査を受けてください。コンクリート等の残骸が残っていないか確認を行います。
- j 本工事の工期内に竣工検査を受けることを原則とします。
- k 撮影箇所及び撮影方法は、原則として「熊本県土木工事施工監理基準（写真管理基準）」によるものとしますが、解体工事につきましては、撤去前、撤去状況、撤去完了、埋め戻し、転圧状況（30cmごと）、山砂埋戻し、転圧状況、山砂厚み、碎石厚みを主に撮影してください。
- l 月間工程表を提出してください。
- m 工事实績情報サービス（CORINS）の登録を行ってください。
- n 本設計数量は、契約数量の扱いとせず、参考数量として公開しております。

別表 現地見学期間

日付			5/20（水）	5/21（木）	5/22（金）
午前			○	○	○
午後			○	○	○
日付	5/25（月）	5/26（火）	5/27（水）	5/28（木）	5/29（金）
午前	○	○	○	×	○
午後	○	○	○	×	○
日付	6/1（月）	6/2（火）	6/3（水）	6/4（木）	6/5（金）
午前	○	○	○	○	○
午後	○	○	×	○	○